

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和6年3月

山 梨 県

目 次

第 1	基本的な考え方	1
第 2	普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項	1
1	重点的に取り組む課題の内容	1
2	普及指導の活動方法に関する基本的事項	5
(1)	重点化すべき課題に対応した取組の推進方向	5
(2)	普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	6
第 3	普及指導員の配置に関する事項	1 0
1	普及指導員の配置と職務	1 0
2	農業革新支援専門員の配置と職務	1 0
第 4	普及指導員の資質の向上に関する事項	1 1
1	向上を図るべき資質	1 1
2	資質向上の方法	1 1
第 5	普及指導センター等の運営	1 3
1	地域普及センターの運営	1 3
2	農業革新支援センターの運営	1 3
第 6	農林大学校における研修教育の充実強化	1 3
1	担い手の育成	1 3
2	就農支援の強化	1 4
3	県内大学や農業系高校と連携した人材育成の強化	1 4
4	外部評価の実施	1 4
第 7	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	1 4
1	施設・機能の充実	1 4
2	その他	1 4

第1 基本的な考え方

本県の農業・農村は、果樹をはじめとする高品質な農作物の生産に加え、環境の保全や美しい景観形成など多面的機能を有し、県民生活を支えている。しかしながら、農業就業者の減少や高齢化による人手不足や農業所得の減少、耕作放棄地の増加、集落機能の低下、地球温暖化や農業災害への対応など、多くの問題を抱えているのが現状である。

こうした問題を解決し、国内の需要や輸出にも対応できる農業の生産基盤の強化を図り、農業・農村の持続的な発展を実現するためには、担い手の育成・確保、積極的に経営発展に取り組む農業者や地域農業を牽引するリーダーの育成、生産現場の技術革新、農村の総合的な振興、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組等がますます重要になっている。

このような状況の中で、本県における協同農業普及事業は、農業経営や農村生活の向上に取り組む農業者、産地に対するソフト面からの支援により、産地の合意形成や主体性の助長を図りながら、生産性の向上、担い手の育成、農村の活性化など、様々な問題に対応し、多くの成果を挙げてきた。

県では、今後も本県農業が持続的に発展を図るため、令和6年1月に本県の農業振興の新たな基本指針「やまなし農業基本計画」を策定し、「生産者の所得の向上」に向け次の目標を掲げた。

- ・農畜水産物のブランド価値の向上
- ・生産基盤の更なる強化

これらの目標達成には、直接農業者に接して支援を行う普及指導員（普及指導員の補職発令の有無を問わず、農業革新支援センター、地域普及センターにおいて普及指導業務を担当する職員を含む。以下同じ。）が重要な役割を担っている。普及指導員は、「食料・農業・農村基本計画」や「協同農業普及事業の運営に関する指針」等を踏まえつつ、技術を中心に、農業者と地域の関係者との連携の構築を通じて、農業者の所得の向上や地域農業の生産・流通面における革新を総合的に支援する活動を実施する。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

1 重点的に取り組む課題の内容

やまなし農業基本計画の基本戦略に基づく具体的な施策の実施に当たり、次の重点活動分野において、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

（1）生産・流通・販売の三位一体の高度化

＜生産＞

- 果樹産地の国内外における競争力を強化するため、本県オリジナル品種や優良品種の早期普及・産地化を図るとともに、生産拡大や出荷体制の整備を支援する。
- 野菜産地の競争力強化のため、重点的に振興する品目を「やまなし野菜」とし、生産性の向上や高品質、省力・低コスト化などを支援する。
- 水田農業の振興を図るため、高品質米の生産を推進するとともに、麦や大豆への転換や加工用米・飼料用米等の作付けを促進し、水田のフル活用を推進する。
- 花き産地の振興を図るため、県オリジナル品種等の生産拡大に取り組むとともに、高品質化や用途拡大に向けた技術の確立・普及に取り組む。
- 畜産の振興を図るため、甲州統一ブランド食肉等の生産基盤を強化するとともに、低コスト化と生産性の向上に取り組み、持続可能な畜産経営の確立を推進する。
- 茶産地の振興を図るため、生産力強化に向けた茶園地の集積や老朽化茶園の更新を

支援するとともに、プレミアムティーや有機栽培など茶製品の高付加価値化に取り組む。

- 高い品質を維持しつつ、生産性向上を図るため、匠の技術を見える化する「データ農業」技術を開発・普及するとともに、スマート農業機器などの先進技術の導入を推進する。
- 農畜産物等の高付加価値化を推進するため、4パーミル・イニシアチブやアニマルウェルフェアなどの取り組みやジビエの利活用を推進する。
- 環境に優しい農業を推進するため、有機農業や環境保全型農業の取り組みを支援する。
- 物価高騰や異常気象、家畜伝染病への対策を強化し安定生産を支援するとともに、農薬の適正使用の徹底やGAP等の導入推進により安全・安心な農産物の生産を支援する。

<流通>

- 品質管理の徹底と効率的な流通体制を構築するため、出荷規格の統一と共同利用施設や輸送体制の構築などを支援する。

<販売>

- 農畜産物の販路拡大を図るため、需要拡大に向けたプロモーションを行うとともに、直売所や学校給食での地元食材の活用の取り組みを支援する。
- 農業の6次産業化を推進するため、加工品開発や販路開拓等を支援する。
- 県産農畜水産物の輸出拡大に向けて、新たな輸出先国の開拓や米・牛肉などの輸出品目の拡大に取り組むとともに、輸出促進に向けた体制づくりを支援する。

(2) 戦略的ブランドプロモーションの展開

- 農畜産物の販路を拡大するため、生産・流通・販売の一連のプロセスを三位一体で高度化することに加え、デジタルとリアルを組み合わせた効果的なプロモーションを国内外で展開する取り組みを支援する。
- 「おいしい未来へ やまなし」をキャッチフレーズに高品質な農畜水産物等のほか「匠の技」などをストーリーで情報発信し、ブランド価値の向上を図る取り組みを支援する。
- 「やまなしジビエ」、伝統野菜等の価値を高め需要を拡大するため、上質な料理を提供する飲食店等とマッチングすることによりブランド力を強化する取り組みを支援する。

(3) 明日の農業・農村を担う人財づくり

- 本県の農業や農村地域の維持・発展に欠かすことのできない財産（人財）となる、新規就農者や農家子弟、農業へ参入する企業などの多様な担い手を積極的に確保・育成する。
- 新規就農者等の確保・育成を進めるため、就農の準備段階から就農後の定着・経営発展までの手厚い支援を行う。
- また、企業の農業参入を促進するため、農地の確保や営農計画の作成等を含めたきめ細かな支援を行う。
- 新規就農者の育成に向けた効果的な研修を実施するとともに、新規就農者や親元就農した農家子弟に対して、経営に必要な資金の助成及び農業機械の導入等に係る費用を支援する。
- 地域農業の中核となる担い手を育成するため、セミナーの開催や経営の専門家の派

遣等を通じて意欲的な農業者等の経営発展を支援する。

- 女性リーダーの育成や地域農業を支える農業者グループなどに対し支援するとともに、多様な労働力や担い手を確保するため、農福連携を推進する。

(4) 農村地域の保全と基盤整備

- 市町村の「地域計画」の策定を支援し、担い手への農地の継承を促進するとともに、農地集積の取り組みを推進する。
- 荒廃農地の発生防止と再生・活用に向けた取り組みを支援する。
- 果樹産地等の競争力強化に向けた基盤整備の取り組みを支援する。
- 担い手への農地の集積・集約化を促進するための基盤整備の取り組みを支援する。
- 農村地域の活性化を図るため、県内各地の風習や食文化などの地域資源を活用し、都市住民との交流につながる農泊の取り組みを支援するとともに、障害者の農業分野での就労機会を確保する農福連携を推進する。
- 洪水や土砂崩れの防止、自然や生物の保護、美しい景観など農村地域の有する多面的機能の保全活動を支援する。
- 本県特有の農村景観や豊かな生態系等を保全するため、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備や農村生活環境基盤の整備の取り組みを支援する。
- 野生鳥獣等による被害を軽減するため、関係機関と連携し効果的な対策を推進する。
- 峡東地域の果樹農業システムを保全するとともに、世界農業遺産認定の効果を生かし、地域の活性化を図る。

(5) 防災・減災対策による農村の強靱化

- 近年、自然災害が頻発化・激甚化する中、農業用施設の耐震対策や豪雨対策、長寿命化対策など防災・減災対策による農村地域の強靱化の取り組みを支援する。

(6) 活動領域

上記の課題解決に向け、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するため、次の活動領域を設定する。

活動領域	主 な 業 務 の 内 容
生産技術	○生産技術等の指導・支援 ○農業気象災害の事前事後対策の指導と発生状況把握 ○スマート農業、データ農業の導入支援
経営管理	○農業経営（制度資金の活用を含む。）の指導
地域づくり	○産地の育成強化に向けた推進組織の設置・育成・運営への支援 ○耕作放棄地の再生活動組織の育成・支援 ○企業と連携した農村地域の活性化への支援 ○都市農村交流活動の支援 ○農福連携の推進と支援 ○食農教育の推進と支援 ○農作業安全対策の推進
農業環境	○環境保全型農業（有機農業、I P M含む。）の技術指導 ○4パーミル・イニシアチブの取り組み支援 ○農地・水保全対策に係る営農活動支援 ○難防除病害虫対策の推進 ○G A P 導入への技術支援、G A P 導入産地の組織活動支援 ○ポジティブリスト制度に対応した指導・支援 ○鳥獣被害防止対策の推進
高付加価値化	○オリジナル品種・優良品種の普及と技術指導 ○各種認証制度の活用推進 ○農村資源の活用支援 ○地産地消、地産訪消活動の支援 ○6次産業化への支援 ○知的財産取得の取組支援
担い手育成	○中核的担い手の育成や法人化、企業の農業参入等の支援 ○新規就農希望者への対応と新規就農者の経営安定支援 ○農地中間管理機構を活用した経営基盤の確立、規模拡大の支援 ○農業再生協議会活動支援 ○集落営農の推進 ○女性農業者の活動支援 ○農業生産組織等の育成・活性化支援
情報管理	○普及活動情報の管理と発信、I C Tの導入推進 ○地域農業P R情報の発信
調査研究	○地域農業の現状分析と将来予測、産地診断 ○農業関連施策の企画、提案

2 普及指導の活動方法に関する基本的事項

(1) 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

①担い手の育成・確保に向けた新規就農者への支援の充実・強化

新規就農者の育成に関し、専門学校山梨県立農林大学校（以下、農林大学校という）で行う研修教育による農業技術の習得を支援するとともに、先進的な農業者等と連携し、新規就農者の技術向上や農業経営、地域の気候・風土等に関する知識習得を推進するように努める。また、新規参入企業等からの要請に対応し、技術習得を支援する等、新規参入企業への支援に努める。

なお、就農希望者が円滑に就農し、地域への定着が図られるよう、農業革新支援センター、地域普及センター、農林大学校、就農支援センター、農地中間管理機構等が連携し、市町村やJ A、先進的な農業者等の協力を得て、就農の前後にわたり、多面的かつ継続的な支援を実施する。

②地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業やデータ農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関や民間企業等と連携し、ロボット・A I・I o T等の先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな技術体系の確立を支援するとともに、その結果を広く農業者等にし、目指すべき技術体系のイメージを共有させることで、地域への導入と定着を図る。

③次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題に対応するため、ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース等の次世代型農業支援サービスについて、農作業工程の整理や経営分析等による労働負担軽減や経営改善の有効性の検証を支援するとともに、農業者のニーズの把握や地域で利用可能なサービスの情報収集・提供に努める。

④農村における多様な人材・機関との連携

農村の課題に対応するため、地域の多様な関係機関と連携して様々な農村の課題に対応するため、地域のコミュニティの維持・強化等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援する。関係機関との連携については、次の事項に留意する。

ア J Aとの連携強化

効果的かつ効率的な普及指導活動を推進する上で、定型的な技術については、J Aとの役割分担をより明確にした上で、連携を強化することが必要である。

このため、普及指導員と営農指導員との合同による研修の実施や営農指導員の技術等の資質向上を図るための指導や情報交換等を積極的に行う。

イ 関係機関との連携

・市町村との連携

普及指導計画と市町村の地域農業の振興計画等との整合等により、課題の共有化と役割分担を明確にする。また、農村地域の活性化に関する普及指導活動に当たっては、市町村との密接な連携を確保する。

・農地中間管理機構等との連携

担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の解消に向けた取組に対する支援をはじめとする農地の権利取得等が関係する普及指導活動に当たっては、農地中間管理機構や農業委員会との密接な連携を確保する。また、農地利用集

積円滑化団体との連携を確保する。

- ・金融機関との連携

経営改善資金、青年等就農資金等の借入希望農業者等を対象とする普及指導活動に当たっては、借入申込等が円滑に行われるとともに、融資後の経営改善等が確実に達成されるよう、日本政策金融公庫、J A等の金融機関と密接な連携を確保する。

- ・農業再生協議会の活用

農業再生協議会において、普及指導員は、その構成員として他の当該協議会の構成員との役割分担を明確化し、地域の中心となる経営体への技術・営農支援等を中心的に実施する。

- ・商工指導団体との連携強化

地域資源を活かした農産加工品の開発・販売促進を図るため、中小企業団体中央会、商工会連合会等の商工指導団体との連携を強化する。また、しいたけ等特用林産物の生産による農業経営改善等の指導に当たっては、林業普及組織との連携に努める。

また、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用を促進する。さらに、鳥獣害対策に当たっては、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、緩衝帯づくり等の環境整備、効果的な捕獲技術の普及等、地域の総合的な取り組みを支援する。

⑤その他基本的な課題に対応した取組の推進

生産段階でのG A Pの導入、農薬の適正使用等の取組、輸出に向けた海外の規制に対応した産地の取組を支援する。気象変動や生物多様性保持への対応に当たっては、環境保全型農業や生産安定技術等の普及に加え、堆肥の施用や土壌診断に基づく土づくり等を指導する。さらに自然災害等のリスクに備えるため、農業保険の活用等を含めた経営の安定化に向けた取組を推進する。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

①農業者に対する支援の充実・強化

農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、I C Tの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。さらに、農業者や関係者に対する幅広くかつ迅速な情報提供に当たっては、ソーシャルネットワークサービス（S N S）を含むI C Tの有効性も検討し、農業者等が情報を受け取りやすい手法を活用する。

②公的機関が担うべき分野の取組の強化

普及指導活動は、農業者への支援の充実強化を図るため、民間等による地域内の農業者支援の状況を踏まえつつ、①普及指導員が行うこと、②民間と連携して行うこと及び③民間等に委ねることを整理するように努める。こうした整理を踏まえ、公的機関が行うべき分野を中心に、農業革新支援センターのスタッフ（以下、農業革新支援専門員という）革新支援専門員は普及指導計画の立案・実行や重点プロジェクト活動の展開を図ること等により、公的機関が担うべき分野の取組を強化するように努める。

③先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、新規就農者の育成や農業者が持つ先進的技術の普及、実証ほの設置等による地域モデルの育成などに当たって先進的な農業者等との協働に努めるとともに、将来の地域リーダーの育成に努める。

先進的な農業者との協働の事例

新規就農者の育成	・新規就農者の育成に関し、 ①普及指導員は一般的・基礎的な栽培管理手法や農産物等の安全確保等のために必要な技術等を指導し、 ②先進的な農業者には経営・労務管理手法を含めた実践的な技術・経営指導を依頼すること等により、新規就農者の育成を図ること
先進的な農業者が持つ技術の普及	・先進的な農業者が自ら研鑽・試行錯誤の上で確立した有用技術について、地域全体での活用を希望（許可）する場合、 ①先進農業者が普及指導員に当該技術のノウハウを伝え、 ②普及指導員が地域に広めるための技術のマニュアル化・平準化を図ること 等により、当該技術を地域全体に普及させること
地域モデルの育成	・試験研究機関等が開発した革新的技術について、 ①先進的な農業者と協働して実証試験を実施し、 ②普及指導員等が当該実証試験への参画を通じて、より実用的な技術として改善・確立を図ること 等により、他の農業者の参考となる地域の先進モデルを育成すること

④研究開発への普及指導員の積極的な参画

革新支援専門員は、試験研究機関が行う研究開発に企画段階から参画し、実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすとともに、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、地域の農業における課題について技術面からの解決を図るため、以下の点に留意する。

ア 研究者等に対して、現場ニーズを伝達できるよう日頃より現場課題やニーズの把握に努める。

イ 県で開発した新品種や新技術のほか、国が提供する新品種や新技術の情報の把握や研究機関が開催するセミナー等の機会を活用して試験研究機関との交流を深め、研究開発の動向や最新の技術動向等について知見を得るように努める。

ウ 公募型研究事業を含め、試験研究機関が生産現場での実証試験や農業者に

対する技術指導を行う際には、積極的に参画し、最新の技術動向についての知見を得るとともに、現場実証等の効果的な推進や有益な成果の普及に努める。

⑤民間企業との連携強化

農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間等を含めた多様な機関が連携して効果的に活動できるよう、公平性を確保しつつ、以下の取組により環境の整備を図る。

ア 税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、ICT、高度な機械化技術、民間企業等から農業者に対して知見が提供される分野では、提供された知見を積極的に活用する。

イ 農業者支援活動を展開する民間等と情報交換の場を設けるよう努める。

ウ 情報交換においては、普及組織が把握している情報のうち、農作物の生育状況や栽培管理に関する情報、最新の行政情報等、提供可能な情報を幅広く提供するように努める。

エ 情報提供の場では、民間等の活動についても情報提供を求め、農業者支援活動の具体的な取組内容の把握に努める。

オ 国が実施する全国的な民間等との情報交換の場を活用した情報提供に努める。

⑥都道府県間の連携

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、国や都道府県間における情報共有を行うとともに、国等の要請に応じて、地球温暖化対策、災害対応、家畜伝染病や病虫害防除等に関して有する知見・経験等の共有を行うほか、国や他の都道府県からの依頼等に可能な限り対応するように努める。

⑦普及計画の策定と評価

ア 普及指導計画の策定

普及指導活動については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。活動の対象者については、経営改善に意欲的な農業者（認定農業者、青年農業者等を含む）及びその集団、新規就農者（企業）、新規参入者、経営参画に意欲的な女性農業者等に重点化する。

普及活動が高い成果を創出するためには、適切な計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスが重要である。普及指導活動の基本的な推進方向として、革新支援専門員と地域普及センターが連携を図り、普及活動の目標と目標実現のための課題を示すなど、概ね5カ年を取り組み期間とする普及活動基本計画を策定する。

また、毎年度、地域普及センターごとに、普及指導活動の目標、目標達成のための活動方法、活動に要する普及指導員の配置や関係機関との役割分担等の活動体制を明確にした計画を策定する。なお、目標については可能な限り定量的に記載する。

イ 普及指導計画の評価

全ての普及活動計画について、毎年度、成果目標や達成状況の確認を行い、活動方法や活動体制の改善を図るものとする。

また、より農業者のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導体制（組織体制や人員の動向、普及指導員の資質向上の取組等）等について、普及活動外部評

価委員会を設置し、外部委員の幅広く客観的な視点から評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図る。外部評価に関する事項は別に定める。

なお、普及指導活動の成果や地域の優良事例等を周知するため、普及活動実績としてとりまとめ関係機関に配布するとともに、「普及センターだより」等情報誌の発行、広報媒体への情報提供、PR資料の作成、ホームページへの掲載等により情報発信を積極的に行う。

ウ 重点プロジェクト計画の設定

現場における重要な課題については、普及指導活動の目標、期間、体制等を明確に定めた重点プロジェクト計画を革新支援専門員が定め、地域普及センターと連携して計画に基づく活動を推進する。計画の策定に当たっては、地域農業の現状と課題を踏まえ、革新支援センターの有する幅広い技術・行政情報等を活用する。計画には、①3～5年後の目標、②具体的活動内容、③関係機関との連携、④普及指導活動体制を含むこととし、民間等との役割分担も図りつつ、公的機関が担うべき内容となるように努める。

なお、重点プロジェクト計画及びその実施状況や成果については、普及指導活動を一層高度化する観点や協同農業普及事業に関する情報発信を強化する観点から、国と協力して広く情報発信するように努める。

⑧調査研究等の適切な実施

調査研究と普及指導とを一元的に実施する普及指導員の機能が十分発揮され、有用な成果が得られるよう、試験研究機関と十分に連携するほか、市町村、農業団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、専門分野または普及指導活動の技術及び方法についての調査・実証等を行う。

また、試験研究成果の迅速な普及を図るため、試験研究部門との連携の下、民間の技術者や技術力の高い農業者の協力も得ながら、現場解決型の実証試験に積極的に取り組む。

⑨その他、普及活動において留意する事項

普及指導員が農業者等から取得・収集する情報の中には、企業秘密又は知的財産として保護が必要な情報が含まれている場合があるため、協同農業普及事業の実施に当たっての農業者からの信頼確保の重要性に鑑み、これらの情報の収集や共有を行う際には、情報の保護及び利用について適切な管理に努め、意図しない情報流出を防止する。また、これらの情報を当初と異なる目的のため利用する場合や他に提供する場合には、情報提供者の了解を得るなど、適切な取扱いに留意する。

農業経営の改善に向けた技術指導・経営指導は、農業者の経営判断や自己改善努力の助長に資するよう取り組むものであるが、経営規模の拡大や事業の多角化、先導的な新技術の導入等の計画については、多額の資金調達を要し、経営の継続が困難となるようなリスクを伴う場合もある。そのような計画に対して指導する際は、当該リスクについての注意喚起を行い、指導対象者の適切な理解の醸成を図るなど、説明責任を十分に果たすとともに、当該リスクの低減に向けて必要な普及指導を行う。

第3 普及指導員の配置に関する事項

普及指導の拠点として、県下4ヶ所の農務事務所を地域普及センターに位置付け、技術、知識の総合力をもって地域の課題解決に当たる普及指導員を配置する。また、農業革新支援業務を担う革新支援専門員を、農業技術課、畜産課、総合農業技術センターおよび果樹試験場に配置し、農業技術課の技術指導監、革新支援専門員で構成する農業革新支援センターを設置し、農業技術課に事務局を置く。農業革新支援センターの設置等について、本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

1 普及指導員の配置と職務

地域普及センターには、地域で必要とされる専門分野、経験年数、在任期間等を考慮して、普及指導員を配置する。

普及指導員は、高度かつ実践的な科学的技術・知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、講習会等の手段により、農業経営や農村生活等の改善のための普及指導を行う。

また、国の普及指導員任用資格を有する者の養成及び確保にあたっては、任用資格の取得を目指す者を原則として地域普及センターに配置し、普及指導員任用資格を有する普及指導員の監督の下で、現場での課題解決能力の向上を図る。

2 農業革新支援専門員の配置と職務

農業革新支援センターには、専門分野に関する高い見識と関係機関との調整力を有する革新支援専門員を配置する。

革新支援専門員は、地域普及センターとの連携・役割分担を明確にして以下の業務を行う（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む）。

- ①研究・教育・行政機関等との連携の企画・調整・推進
- ②研究への参画、専門技術の高度化および政策課題への対応
- ③重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④普及指導員の育成、資質向上
- ⑤先進的な農業者、地域リーダーとのパートナーシップの構築

農業革新支援専門員を配置する専門分野と内容

専門分野	内容
普及指導方法	普及指導、スマート農業、データ農業
持続可能な農業、生産工程管理	環境保全、生産工程管理、農作業安全、温暖化・自然災害
担い手育成・6次産業化	担い手、6次産業化、
経営、地域計画	経営、法人化、地域計画
土地利用型作物	作物・特作
園芸	野菜
	花き
	果樹
畜産	畜産

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野の技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域産業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう普及指導員に対する研修の充実強化に努める。

普及指導員の人材育成に関しては、農業行政に携わる技術職員の育成について中長期的な視点で策定する「農政部技術職員職種別人材育成計画」に基づき、年度ごとに「普及指導職員研修体系」を策定し、計画的に実施する。

1 向上を図るべき資質

「GAPやスマート農業等の分野横断的に必要となる技術及び知識」「農業に関する高度な技術及び知識」「地域農業における課題の明確化と課題に対応するための技術及び知識」は、普及指導員が共通して備えるべき資質として、計画的・継続的に向上を図る。

普及指導活動の手法に関しては、過去の普及活動事例や調査研究の成果、試験研究で開発された技術、各種普及関係手引き等を基礎とし、民間活力の活用促進や研究への参画等の新たな活動に対応できる技術、知識の習得に向けて継続的に研鑽を図る。

2 資質向上の方法

(1) 研修体系

県における普及指導活動の課題等に関する研修を計画的に実施するとともに、普及指導業務を担当する新任職員等に対しては、計画的なOJT(On the Job Training)等の現場段階の実践的な研修を実施する。

また、国や民間が実施する研修等を活用するとともに、その内容を県における研修に活用すること等により、研修効果の普及を図る。

研修体系の考え方は、次のとおりとする。

① 実践指導力の確立期

普及指導員としての基本的な活動を行う能力を取得するため、普及指導員の役割、目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等、実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

② 専門指導力の確立期

担当する地域の課題を解決する能力の向上を図るため、専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技能の向上等に関する研修を実施する。

③ 総合指導力の確立期

専門指導力に加え、県内の総合的な課題を解決する能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。また、若手普及指導員の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施する。

④ 企画・運営能力の確立期

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

(2) 研修の計画的な実施

中長期的な視点に立った人材育成計画及び年度ごとの研修実施体系を作成して計画的に実施する。研修実施体系の策定に当たっては、普及指導活動の課題を踏まえるとともに、普及指導員の研修に対するニーズ、過去に実施した研修の有効性等

を反映できるよう、効果的・効率的な体制の構築を図る。

(3) 研修の方法

研修目的及び対象者に応じて、集合研修のほか、O J T、派遣研修等を実施する。

① 集合研修

講義等の座学のみならず、討議、演習、実習等の手法を取り入れること等により、研修効果の向上を図る。

② O J T

若手の普及指導員の能力の向上を図るために有効であり、トレーナーの設置等により育成体制を構築するとともに、研修目標の設置、研修効果の評価、当該評価を踏まえた内容の見直し等により計画的に実施する。

③ 派遣研修

習得を図ろうとする知識・技術等に応じて、先進的な農業者、試験研究機関、民間専門機関等の派遣先を検討する。

④ I C T等の活用

インターネット等におけるeラーニングや、I C Tを活用したオンライン研修、テキスト・動画教材による予習及び復習など、各方法の特性を考慮し、効果的・効率的な研修方法を検討する。

(4) 多様な関係者との連携

研修計画の策定及び研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、先進的な経営を実践している農業者、最新の試験研究成果を持つ試験研究機関・大学、マーケティング経営、G A P、I C T等に関するノウハウを持つ民間企業・専門家等の多様な関係者と連携することが望ましい。

(5) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

普及指導活動経験の浅い普及指導員のO J T等の実施状況や研修効果、意欲等について複数の者で確認するなど、当該職員の早期育成と資質向上を図る。また、研修の進捗を管理するとともに、職員間のコミュニケーションの活発化等により、センター全体で当該職員を育成する機運を維持するよう配慮する。

(6) 留意事項

① 職務経験年数に応じた研修受講機会の確保等

研修体系における各能力の確立期に普及指導員が必要な研修を受講できるように配慮するとともに、国等の研修を受講した者がその研修内容を伝達する研修を実施する等、研修効果を最大化するよう努める。

② 革新支援専門員の育成に向けた配慮

プロジェクト活動等の普及指導活動、調査研究活動、他部局との人事交流等を通じ、全県的・全国的な農政推進を行うことのできる広い視野を醸成し、革新支援専門員として普及指導活動の総括等を担うことができる者が育成されるよう配慮する。

③ 普及指導員の自主的な資質向上

継続的な自己研鑽及び普及指導活動に資する資格取得等に対し誘因を与える等、普及指導員の自主的な資質向上に向けた取組を助長することが望ましい。

④人事交流

普及指導員の技術力をはじめ総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員との人事交流について計画的に推進していく。

第5 普及指導センター等の運営

1 地域普及センターの運営

地域普及センターは、地域内の諸課題について、普及指導員がお互いの機能を補完するとともに、革新支援専門員や農務事務所各課と連携し効率的な取組となるよう一体的な活動を推進する。

また、農業者等からのスマート農業等に関する相談に対応するため、試験研究機関や民間企業等と連携し、必要な情報を収集・整理するとともに、集めた情報や支援等を通じて得られた知見・情報が各普及指導センター等で共有されるよう努める。

さらに、普及指導員や農業高校教員、試験研究機関研究員等の退職者や、農村青少年の育成等で地域の指導的立場にある指導農業士、農産物の加工・販売や経営管理、マーケティング、流通等の課題について幅広い識見を有する専門家を「普及指導協力委員」として位置づけ、その知識・技術を活用しながら効果的な普及指導活動を推進する。

2 農業革新支援センターの運営

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応し、農業者に対する支援の充実・強化及び普及活動の効果的な実施にあたり、革新支援専門員をはじめとする普及指導員及び協同農業普及事業主管課の取組を専門的な見地から支援するため、農業革新支援センターを設置し、その運営に当たっては次の点に留意する。

(1) 情報の整備

農業革新支援センターが適切に役割を果たせるよう、試験研究機関、大学、民間等における研究成果や、他の都道府県の取組等に関する情報の蓄積に努める。情報収集に当たっては、国が開催する農業革新支援センター長会議や農業革新支援専門員ネットワーク会議等の活用その他、全国の革新支援専門員のネットワークを活用する。

(2) 先進的な農業者等への周知

先進的な農業者等とのパートナーシップを構築し、また、革新支援専門員が農業者等からの相談に対応できるよう、農業革新支援センター及び革新支援専門員の業務内容について、先進的な農業者等に周知するように努める。

第6 農林大学校における研修教育の充実強化

農林大学校は、「これからの山梨県の農林業・農山村を支える人材を育成する」ことを目的として、多様化する研修ニーズに対応し、農場実習や派遣実習等を組み合わせた実践的な教育を推進する。

1 担い手の育成

① 養成課程（養成科）

農業経営を担う生産のプロフェッショナルを育成するため、現場で通用する農業

生産の基礎技術を学ぶことを第一として、先進農業派遣研修等の実践学習により専門知識と技術の習得を図る。

② 研究課程（専攻科）

「果樹経営のスペシャリスト」を育成するため、落葉果樹の高度な栽培技術を学ぶことを第一として、農業生産法人派遣研修等の実践学習により高度な専門知識と技術の習得を図る。

③研修

就農を希望する者、農業生産法人に就業している者、経営の発展段階にある農業者など、研修対象者は多岐にわたるが、対象者が多様化（農家、非農家、現役社会人、退職帰農者、女性等）しているため、受講対象者のニーズ、レベルを踏まえた講義や実習（農業の基礎、農業機械操作や整備、経営改善等）を行い、新たな担い手の養成に資する。

2 就農支援の強化

学生や研修生に対しては、地域普及センターや関係機関と連携し早期からの就農相談、就農事例調査等の実施により就農への意識付けを行う。農業生産法人の増加、法人への雇用就農を志向する者の増加に対応するため、経営方針や求人情報等の就農情報を収集・提供するとともに、学生・研修生と法人とのマッチングを支援する。

3 県内大学や農業系高校と連携した人材育成の強化

地域産業への人材供給力を充実強化するため、県内の大学と連携し醸造用ブドウやアグリビジネスに関する研修を実施する。

また、将来の担い手の確保に向けて、農業高校の生徒の就農意欲を喚起するため、農業高校と連携する中で、農林大学校における高度な研修機会の提供、学生と生徒の交流活動の推進のほか、先進農業者や農業法人における現地研修等を実施する。

4 外部評価の実施

研修教育の質の向上を図り、大学校の設置目的を達成するため、外部有識者による評価委員会を設置し、就農者の増加や経営発展に資する研修教育であるか、農林大学校の実践学習、就農支援活動、PRや学生・研修生の募集活動等の取組について評価を行う。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 施設・機能の充実

農業者の高度な要請や情報ニーズへの対応、また効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するためには、機動力の充実強化及び指導用機器等の整備充実を図る必要がある。このため、情報通信機器、分析診断機器、視聴覚機材等高度な指導用機器及び巡回指導用車両等の計画的な整備に努める。

2 その他

世界の食料安全保障と途上国の経済成長に貢献するために国が行う海外技術協力に当たって、海外の普及事業関係職員の研修への対応に努めるとともに、技術協力プロジェクト等への普及指導員の派遣、普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提

供等に努める。

また、普及事業の運営に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう配慮する。